

西城川漁業協同組合内水共第 38 号（あゆ・こい）及び内水共
第 39 号（うなぎ・ます）第 5 種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第 1 条 この規則は、西城川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内水共第 38 号及び内水共第 39 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎ、ますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、ちょんかけ、鉾突、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出してしなければならない。ただし、オンラインシステムにより行うこともできる。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、ちょんかけ、鉾突、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合は、第 10 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法・漁場の制限）

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内でウ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規 模	ウ 期 間
投 網	網目の大きさ 15 センチメートルにつき 11 節以下のもの	投網解禁日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。ただし、第 5 条に定める友釣専用区は、8 月 1 日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。

にごりかき	網目の大きさ 15 センチメートルにつき 11 節以下、網の口径 50 センチメートルから 150 センチメートル以下まで	8 月 1 日から 11 月 30 日まで
すくい網	網目の大きさ 15 センチメートルにつき 11 節以下、網の口径 50 センチメートル以下のもの	8 月 1 日から翌年のあゆ放流日まで
投 釣	1 人 3 本以内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
ちょんかけ 鉾 突	1 人 1 本	投網解禁日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。ただし、第 5 条に定める友釣専用区は、8 月 1 日午前 5 時から翌年のあゆ放流日まで。
うなぎかご	1 人 5 個以内	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- 2 あゆ放流日から 8 月 1 日午前 5 時迄の期間は、19 時から翌朝 5 時まで投網および鉾突、ちょんかけによる遊漁はしてはならない。
- 3 第 1 項の投網解禁日は、組合が定めて公表する。
- 4 投網と鉾突、又はちょんかけの併用はできる。
- 5 釣り大会のため、漁場の一部を一定期間遊漁の制限をすることがある。ただし、この場合には、組合は公示するものとする。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	6 月 1 日から 11 月 30 日までの期間内で組合が定めて公示する日（解禁日）から 11 月 30 日まで
ま す	4 月 1 日から 8 月 31 日までの期間内で組合が定めて公示する日（解禁日）から 8 月 31 日まで。
こ い う な ぎ	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- 2 前項の公示は、組合及び第 6 条第 3 項に規定する納付場所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区 域	イ 漁具、漁法	ウ 期 間
西城川と比和川の合流点から新永原大橋まで、庄原市高町市場五反瀬橋上流から庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点まで及び庄原市掛田町明神瀬橋上流から庄原市川手町青木井堰まで(友釣専用区)	手釣、竿釣、つけ針、投釣、うなぎかご以外の全漁具、漁法	あゆ解禁日から7月31日まで
庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流坂根橋までの小鳥原川の区域	全漁具、漁法	9月1日から翌年ます解禁日まで
庄原市西城町落合の西城川と小鳥原川の合流点から上流古谷橋までの西城川の区域	〃	〃
庄原市西城町油木地内中電落合発電所堰堤から上流県民の森の境界までの六の原川の区域	〃	〃
庄原市西城町別所新別所橋から上流土深橋までの熊野川の区域	〃	〃
庄原市西城町入江入江橋から上流二本栃川と大屋川の合流点までの大屋川の区域	〃	〃
庄原市川北町きびざき橋から上流長野川と川北川の合流点までの川北川の区域	〃	〃
庄原市比和町須川上橋から上流熊野橋までの古頃川の区域	〃	〃
庄原市比和町新永原大橋から上流木次屋橋までの比和川の区域	〃	〃

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児若しくは小学校の児童、中学校の生徒のときは無

料、肢体不自由者（身体障害者）のときは、次に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

- (1) 手釣、竿釣、鉾突、ちょんかけ、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料（税抜）
あゆ	竿釣、ちょんかけ、鉾突	1日 3,000円 1年 9,000円
こい うなぎ ます	手釣、竿釣、投釣、つけ針、 鉾突、すくい網、にごりか き、うなぎかご	1日 3,000円 1年 5,000円

- (2) その他の場合

魚種	漁具、漁法	遊漁料（税抜）
あゆ こい うなぎ ます	投網	1日 3,000円 1年 10,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。
- 3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣、鉾突、ちょんかけ、投釣、つけ針、すくい網、にごりかき、うなぎかごによる遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住所	電話番号
(1)	西城川漁業協同組合	庄原市川手54番地町1	0824-72-0673
(2)	その他組合が指定する場所		

- 4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証の交付は、前条3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、遊漁する場合川底をかくはんしてはならない。
 - 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

遊漁承認証

西城川漁業協同組合	No.	魚種	注意事項
○年度遊漁承認証 (年券)		漁具	
遊漁者 住所		遊漁料 氏名	年齢

○ 注意事項

- ・ 遊漁者は、漁業権が設定されている河川において遊漁を行う際には、遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
- ・ 遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには漁協までご一報ください。
- ・ 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。なお、遊漁承認証は再発行しませんので、紛失等に気を付けてください。
- ・ 漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることができません。
- ・ 入漁に際しての事故等について当組合は一切の責任を負いません。

○ 当組合が行っている増殖事業

- ・ 当組合が行っている増殖手法は放流です。
- ・ この河川における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、広島県内水面漁場管理委員会より示される増殖指示量に基づいています。

○ 当組合が行っている漁場管理

- ・ 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。
- ・ この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。

監視員証

漁場監視員証	NO.
氏名	
発効日	
有効期間	
上記の者は当組合の漁場監視員である事を証明する	
庄原市川手町 54-1 西城川漁業協同組合	
代表理事組合長	氏名 (印)